

新潟市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月20日

新潟市長 篠田 昭

新潟市条例第9号

新潟市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

新潟市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和36年新潟市条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

農業委員会				
会長	月額		107,500円	を
会長職務代理者	同		64,500円	
部会長	同		58,000円	
委員	同		43,000円	

」

「

農業委員会				
会長	月額		107,500円以内で、市長が別に定める額	に改め、
会長職務代理者	同		64,500円以内で、市長が別に定める額	
部会長	同		58,000円以内で、市長が別に定める額	
委員	同		43,000円以内で、市長が別に	

		定める額	
--	--	------	--

「

農地利用最適化 推進委員	月額	40,000円	を
-----------------	----	---------	---

「

農地利用最適化 推進委員	月額	40,000円以内で、市長が別に 定める額	に改める。
-----------------	----	--------------------------	-------

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。